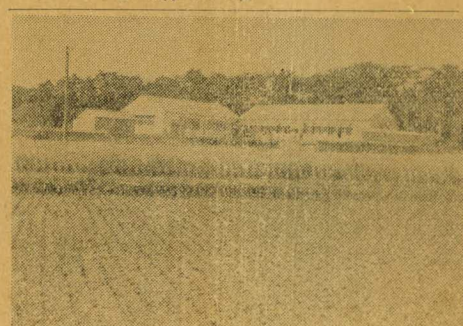


御挨搦

村長眞家襄之

(写真は役場全景)



昭和三十年度村歳入歳出決算は左記の通りで村監査委員の審査を受けました。

(継続事業)	農地交換分合事業	五八
三〇〇	詳細は後日村会の決算認定	
三六	を経て告示致します	

◆歳入合計	五、九八、六五七円	三、三〇	昭和三十一年度村の歳入歳出
◆歳出合計	三、五四三、〇九三円	(八九	予算の執行状況(中間報告)は
歳入歳出差引残金	四七五、五六四円	左記の通りであります。	
は昭和三十一年度へ繰越す			
主なる事業費は次の通りであります。			
単位千円			
中学校増築事業	二、三〇		
厚生事業費	(八九		
衛生モデル地区設定事業	九		
農作物病虫害と防除事業	三〇一		
農業漁業畜産団体補助	三六五		
採種圃保温折衷苗代	二六二		
設置補助事業			
庁舎新築事業			
単位千円			

歳	出	予算額	支出済額	予算残額	附記
議役	費	744	317	427	
消	費	15,031	10,542	4,489	
土	費	1,246	574	672	
教	費	2,350	1,152	1,198	
社	費	10,520	6,215	4,305	
会	費	564	279	285	
勞	費	750	411	339	
働	費	1,079	621	458	
健	費	70	7	63	
業	費	2,128	348	1,760	
地	費	29	0	29	
農	費	123	17	105	
產	費	396	151	245	
財	費	1,000	483	517	
統	費	969	333	636	
選	費	1,221	793	428	
公	費	383		383	
徵	費	33,603	22,243	16,360	
諸	費				
予	費				
歳	費				
出	費				
合	費				

本年は滞納を一掃し村財政の確立を期するため

一、納稅組合の強化育成
一、納稅組合未設置地区の解消
一、徴税の強化
一、悪質滞納者の強制処置に意を注ぎ去る十月に各地区毎、区長、納稅組合長の合同会議を開催して村稅納入成績の上昇策につき協議を煩し御協力を求めました。

本年の納税狀況は皆様方の御協力にもかゝりわらず十一月末迄の成績は県内町村の平均

以下にて此のまゝ推移致しま
す。と現在計画中である事業執
行の不可能と公約の不履行に
より真面目な内訌者二村、二

なり其面目な糾紛者に交して
も申し訳のない次才となるの
で今年の特に農家の場合は中
根部落を中心とした電害畑作

中甘諸価格の大暴落水稻の病害等に依り相当の収入減はまぬかれない状態で今年徴税を

強化することは幾多の批判はあるかと存じますが新生北浦村の発展と村民の皆様方の福

入は不可欠の条件となつて来るのであります。税の確保に依るべき要望する事業即ち

歳入歳出差引現金三、三七千円

十二月一日以降の支出へ
主なる執行済事業費は次の通
りであります
単位千円

消防施設費補助	三、五七
道路橋梁補修事業	二〇〇
庁舎新築事業	九〇三

小学校堂繕費（増改築執行中あり）
一、三〇九
中学校堂繕費（校舎校庭補修）

社会教育補助	二九〇
厚生事業費	九〇
云丙予方青帛費	一四六
	三〇

家畜獎勵災害対策産業団体補助費
納税奨励費

村税収入が予算通り徴収（納付）が出来ぬ場合は自然予算

地区別	納税組合 結成数		全上未結成地区	
	組合数	組合員数	地区数	戸数
津澄地区	27	414	14	349
武田地区	60	834	2	40
要地区	38	389	7	121
計	125	1,637	23	510

た。でも納税非協力者に対しては最後の手段をも取らないかと憂慮されるのであります。御協力者を重ねて御願ひ致しますので特別の御協力をお願い致しますとやむを得ないかと存じます。税務職員は連日皆さんの宅を訪問し納入依頼をして居りますので種々御都合もありましようが何分の御協力を切望致します。

明るい建設的な理想郷北浦村を御互いの努力御互いの協力で依つて築いて行こうではありませんか。

固定資産税才三期は十二月二十五日迄です

ふため皆様の理解ある御協
を切にお願い申し上げます

厚生課

厚生課

皆さんの御家庭で、誰かが病
氣に倒れてその医療費のこと
で苦勞をされた御経験はあり
ませんか
たとえ五百円千円の医療費で
も不時の支出となれば家計に
影響するところが甚大です、
大蔵大臣のように『無い袖は
振られません』などとうそぶ
いている訳にはいきません。
どんな苦勞をしても調達しな
ければなりません。



歳末たすけ合運
の実施についてお願

青木静雄、児玉宜孝、出
博、村上光衛、高柳昇、
孝顕、松本淳治、本沢仁
、松信義貞、本戸いね、
勇、宮内義光、山野よね
里八郎、浜内敬蔵、醍醐
、柳川清吉、平間登美、
ふじ、柏原藤吉、以上三

この運動は年の暮にあた
域の人々の血の通つた温
を結集して不幸な村内の
ちを慰め励まし合い、み
揃つて『明るい年越し』
きるよう村民が思いやり
持により不幸な人々たちを
両面より援護し更生意欲
い起すよう昨年同様同情
配布により御協力を願う
であり期間は一月五日よ
十日まで実施する予定で
社会福祉協議会を開いて
のことが協議されます、
目的が達することができ
よう切に皆様の御協賛を
いたします。 厚生

員
紹
介

出久根
河野
根口
山賀
額納
加藤
齊藤
横田
吉田
小島
小沢
有馬
平野
内野
石野
山沼
小勢
額賀
真家
宮本
石橋

その大要は以下掲載するとおりであるが本村においてはこれ等の案に基いて、更に地勢、水系、道路、通学距離の延長にともなう生徒の体力、その他就学上の負担の問題等を審重に考慮し、村民各位の十分なる理解の上にその実現をはかるべきであると思う、県学校の適正規模は生徒の学力向上の面からも、村教育上の有効なる活用の面からも真剣に研究すべき問題であります。今後新「北浦村」の健全な発展のためにも解決すべき重要問題として当事者の十分な研究と努力が望まれる。

茨城県の学校統廃令実施指導案

- 一、立案の基本的態度
- 1、配置校の学校規模についてはすでに適正基準に関する専門委員会によつて考へられた本県小、中学校の適正規模、すなわち（十二）十八學級、生徒数六〇〇（九〇〇人）程度に統合することを原則とした。
- 2、通学距離に關しては児童生徒の教育への影響を考慮するとともに地勢交通網の發達状況等を勘案したが、

4、統廃令に關し直接關係をもつ建築については新改増築に關しそれぞれ建築基準に基く建築費を算出し各比較検討して実現の可能性を増加するよう配慮した。

5、分校についてはできる限り統合し残置するものについては真にやむを得ないと考えられるものだけにし、收容学年も低学年だけに止めた。

6、さらに現場の状況に適合するよう各地方教育事務所と個別に協議して修正を加えた

以上六項目の基本方針を明らかにされたが

この結果小学校では一校当(茨城県)の平均児童数は現在(茨城県の)平均児童数は現在の三百四十八名から五百六名の理想的な線に引上げられる。

また中学校は小学校に比べて大幅な縮小が行われ平均生

徒數も現在の三百九十六名から六百三十一名と約二倍に引上げられる。

県教育庁ではこの計画参考案をもとに各市町村当局の立案を促し今後五年計画で実施指導に乗り出すことになっているが財政困難の折今後の計

画実施には相当の難航が予想されますが村の皆様の積極的な御協力を願つてやみません

小中学校の適正配置計画

本村小中学校の県案による適正配置計画(案)は左表のとおりである

農村の生活改善及び農村新生活運動ということでは、すでに言い古された問題でありますが、要は、農村経済の实情農産物の価格の変動という実情を無視し、

か一人／＼の話し合いにより、合理的な、衛生的にしろ、経済的にしろ、いろ／＼の現状をみつめた上、その時々に適応せる生活を、きずき上げ、村をきずき上げるよう、組織的な、全体的な運動として、すみよい、理想的な村づくり、国づくりをして行くことが、真の新生活の意義であると思ひます。私達の生活ということを考えますと、実に広い意味で解され、法律形態、経済組織、政治形態とながる

生活としての生活態度の面に、展開されて行かねばならぬと思います。一人／＼が常に、国民経済とか、社会というような、大きな組織を考え、個人／＼の生活を豊かにして行くことが一番大切な事、運動の目的と言わねばなりません。単なる個人の生活改善そのまゝでは、決して、その意義をつかむことは出来ないと思います。

最後に、次の言葉を上げて村民皆さんの御意見をいただき

4、公明選挙の推進
5、国産品の愛用
6、貯蓄の奨励
7、納税意識の高揚
8、時間の励行
9、冠婚葬祭の改善
10、迷信の打破

尚今後村報が発行されるときには、具体的な問題について書きたいと思います。

社教係

不正常授業と校舎不足で数年
なやんだ三和小学校舎も昨年
村内一部の学区編成替をして
児童数二百五、六十人の学校
とするため部落懇談会まで開

行しないのが現在の
道路で益々はげしく
なつて来た交通に
応じた道路の整備が
村造りの基盤である
とは言うまでもあり
ません。これが抜本
的対策として県と市
町村が相協力して総
合的な運営により機

米の統廢が論議される現在農
家經濟も戦後とことなつて
改善に一段と考慮を加へ
皆になつて來た。本年度
に續いての豊作が当初

小貫本 次木 吉川 山田 健郎 文男 太郎 喜七郎

年末はとかく犯罪が多くなり
ます。
となり近所は日ごろから連絡
しあつて被害を最小限度に食
い止め、みんなで防犯に御協
力しましょう。

南高岡	後谷忠衛
南高岡	栗又政義
八、今月の米配給日数	
1、基本配給(内地米)	十日
2、希望配給(内地米)	十日
3、準内地米特配	一日分
4、普通外来米	一人当五匁

地区別	男	女	計	世帯数
津澄地区	2,183	2,402	4,585	767
要 地 区	1,580	1,655	3,235	526
武田地区	2,527	2,710	5,237	890
計	6,290	6,767	13,057	2,183

役場前に十二月十五日より新
れました。